# 〇東京海洋大学合宿施設(品川地区・越中島地区)使用に関する取扱い

# (趣旨)

第1 東京海洋大学合宿施設(品川地区・越中島地区)(以下「合宿施設」という。)の使用については、この取扱いの定めるところによる。

# (使用者)

第2 合宿施設は、本学が認める学生又は課外活動団体に使用させる。

#### (使用目的)

- 第3 合宿施設は、次の行事等に使用するものとする。
  - 一 学生の課外活動団体がその活動のため行う合宿及び研修会
  - 二 本学が企画する行事
  - 三 その他学長が特に認めた場合

# (使用期間)

第4 合宿施設の使用期間は、1月4日から12月28日までの間の1回につき7日以内とする。ただし、学長が特に 必要があると認めた場合は、この限りではない。

# (使用手続)

第5 合宿施設を使用しようとする者は、その責任者が使用予定日の7日前までに所定の使用願を学長に提出の上、 許可を受けるものとする。

# (使用許可の取消し等)

- 第6 学長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
  - 使用願に虚偽の記載があったとき、又は虚偽の届け出によって合宿施設を使用しようとしたとき。
  - 二 使用目的を変更して使用したとき。
  - 三 その他この取扱い及びこの取扱いに基づいて学長が定めた事項に違反したとき。
- 2 使用許可の取消し又は使用の中止によって生じた損害については、本学はその責を負わない。

# (遵守事項)

- 第7 合宿施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 許可を受けた目的以外の用途には使用しないこと。
  - 二 使用時間を厳守すること。
  - 三 設備の改変、備品の移動・持出し等を無断でしないこと。
  - 四 使用を許可された設備・備品を転貸しないこと。
  - 五 使用後は、清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
  - 六 火気の使用については、あらかじめ学生サービス課又は越中島地区事務室学生支援係の指示を受けること。
  - 七 施設・設備及び物品の破損等の異常を認めたときは、速やかに届け出ること。
  - 八 その他学生サービス課又は越中島地区事務室学生支援係の指示に従うこと。

# (弁償)

第8 使用者は、故意又は過失により施設、設備又は器具等を破損又は滅失したときは、本学の指示に従って速やかに修理し、又は本学が設定した額を弁償しなければならない。

# (事務)

第9 合宿施設に関する事務は、学生サービス課又は越中島地区事務室学生支援係において処理する。

# (雑則)

第10 この取扱いに定めるもののほか、合宿施設の使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

# 附則

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。

東京海洋大学合宿施設(品川地区・越中島地区)使用に関する申合せ(平成16年4月1日)は廃止する。